

厚生労働大臣が定める掲示事項

(令和8年6月1日現在)

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料に関する事項

別紙「別添1 入院基本料に関する事項」をご参照ください。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

4. D P C対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“D P C対象病院”となっております。 ※医療機関別係数 1.6365

(基礎係数 (1.0583) + 機能評価係数 I (0.4207) + 機能評価係数 II (0.1276) + 救急補正係数 (0.0299) + 激変緩和係数 (0.0000))

5. 入院時食事療養について

当院は入院時食事療養 (I) の届出を行っております。管理栄養士によって管理された食事が適時 (朝食 8 時、昼食 1 2 時、夕食 1 8 時) ・適温で提供されております。

入院時食事療養費の標準負担額 (1 食につき) (2026 年 6 月 ~)

一般 (70 歳未満)	70 歳以上の高齢者	標準負担額 (1 食当たり)	
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	550 円	
		(例外 1) 指定難病患者 ・ 小児慢性特定疾病児童等	330 円
		(例外 2) 精神病床入院患者 (※1)	260 円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者 II (※2)	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	270 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	220 円
該当なし	低所得者 I (※3)	130 円	

※1 2015 年 4 月 1 日以前から 2016 年 4 月 1 日まで継続して精神病床に入院している患者

※2 低所得者 II : ①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者 I」以外の者

※3 低所得者 I : ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者